

平成 30 年定例会
環境生活農林水産常任委員会
説明資料

(議案補充説明)

- 1 三重県地方卸売市場の指定管理者の指定議案について 1

(所管事項説明)

- 1 「三重の森林づくり基本計画」の改定について 7
(別添1、別冊1)
- 2 みえ森林・林業アカデミーの開講について 9
- 2 水産業における多様な担い手の確保・育成について 11
- 3 各種審議会等の審議状況の報告について 13

別冊1 三重の森林づくり基本計画(改定)(最終案)

平成30年12月

農林水産部

三重県地方卸売市場の指定管理者の指定議案について

1 議案

議案第 184 号「三重県地方卸売市場の指定管理者の指定について」

2 指定管理者の指定

農林水産部が所管している公の施設「三重県地方卸売市場」について、平成 31 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県地方卸売市場条例（平成 18 年三重県条例第 73 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

3 対象施設

- (1) 施設名称 三重県地方卸売市場
- (2) 設置場所 三重県松阪市小津町 800 番地

4 指定管理候補者の名称等

所在地 松阪市小津町 800 番地
名 称 みえ中央市場マネジメント株式会社
代表者 代表取締役 山下 純一郎

5 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成 30 年 7 月 26 日から平成 30 年 8 月 1 日までに行った結果、次の 1 団体から応募申請がありました。

・みえ中央市場マネジメント株式会社（松阪市小津町 800 番地）

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による三重県地方卸売市場指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、運営経費だけではなく、サービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

ア 選定委員会構成員

委員長 常 清秀 (国立大学法人三重大学生物資源学研究科教授)
副委員長 中島 亨 (国立大学法人三重大学生物資源学研究科准教授)
委員 奥田 千夏 (株式会社百五総合研究所主任研究員)
委員 澄野 久生 (一般社団法人三重県中小企業診断協会理事)
委員 西井 勢津子 (株式会社地域資源バンクNIU代表取締役)

イ 審査の経過

平成30年5月15日 第1回選定委員会 (審査基準・配点表の決定)
平成30年8月28日 第2回選定委員会 (第1次審査(書面審査))
平成30年9月18日 第3回選定委員会 (第2次審査(ヒアリング審査および総合判定))

ウ 提案内容および審査の概要等

申請団体が提案した主要内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙「提案内容および審査の概要」のとおりです。

エ 審査結果 (評価点数)

みえ中央市場マネジメント株式会社
(評価点(委員平均)／満点＝119.4点／140点)

オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の答申をふまえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 松阪市小津町800番地
名称 みえ中央市場マネジメント株式会社
代表者 代表取締役 山下 純一郎

カ 選定した理由

選定委員会の答申をふまえ、「みえ中央市場マネジメント株式会社」は、
・市場の設置目的、役割を十分認識しているとともに、必要な人員と安定した財務基盤、適切な収支計画のもと、十分に市場の管理、運営が可能であると見込まれること。
・施設・設備の管理方法、手順や危機管理体制も含めた各種マニュアルが整備され、市場施設の適切な維持管理が可能であると見込まれること。
・市場関係事業者や県民へのサービス向上について、施設利用料金の軽減を継続し既存利用者の利用拡大・新規入居者の確保や県民への情報発信、市場の一般開放の実施等が提案されており、市場活性化が期待されること。
などの評価があり、総合的に判断して指定管理候補者に選定しました。

7 指定管理候補者に対して期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理・運營業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

(1) 県民サービス向上の取組

法令遵守による公正・公平な食品流通と市場施設の適切な維持管理を図る中で、市場関係事業者については、施設利用料金の軽減を継続し既存利用者の利用拡大・新規入居者の確保等をめざすとともに、一般県民へのサービス向上については、関連商品売場棟の一般開放や食に関する情報発信等の実施が提案されており、市場の活性化が期待できます。

(2) 経費縮減の状況

県は、指定管理者制度の継続により、引き続き民間事業者の有するノウハウを活用して経費の縮減を図ることができます。

指定管理候補者は、引き続き、みえ・環境マネジメントシステム・スタンダード(M-EMS(ミームス))の取組により、環境負荷の低減や施設・設備の保守管理において異常箇所の早期発見・迅速な修繕対応を計画するなど、経費縮減による経営の安定化と市場関係事業者からの信頼向上が期待できます。

8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者の間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書の中で定める主な項目は、次のとおりです。

- (1) 県施策への配慮
- (2) 法令等の遵守
- (3) 情報公開および個人情報保護
- (4) リスク分担
- (5) 業務計画書の提出
- (6) 業務報告書の提出
- (7) 事業報告書および決算書類の提出
- (8) 実施状況の調査、指示等
- (9) その他必要な事項

9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

| | |
|--------------|---------------|
| 平成 30 年 12 月 | 指定管理者の指定 |
| 平成 31 年 3 月 | 協定書の締結 |
| 平成 31 年 4 月 | 指定管理者による管理の開始 |

提案内容および審査の概要

以下の評価方法により選定を行った。

- ① 「審査内容」ごとに4点を満点として評価する。
- ② 審査した委員の過半数以上が総満点数の60%以上の合計点数となった申請者の中から選定する。
- ③ ただし、審査した委員の過半数以上が1点とした同一の「審査内容」が3件以上あった場合は、選定対象としない。
- ④ 選定対象となった応募者の中から最高点の応募者を指定管理者候補として選定する。

審査結果は以下のとおりであった。

- ① 「審査内容」ごとの5人の委員の平均点は下表のとおり。
- ② 審査した委員の5人全員が総満点数の60%以上の合計点数となった。
- ③ 審査した委員の過半数以上が1点とした同一の「審査内容」はなかった。

| 審査基準および内容 | 県が求めた水準 | 配点 | 主な提案内容 | 5委員平均点 | 特記事項(審査コメント等) |
|---|--|----|---|--------|---|
| | | | みえ中央市場マネジメント株式会社 | | |
| 1 事業計画の内容が、市場関係事業者の平等な利用を確保することができるものであること ①管理運営に対する基本方針が県の基本方針や卸売市場の設置目的と合致しているか ②施設の特性や業務内容を理解しているか ③施設運営の成果目標に対して自己評価の体制および基準は確立されているか ④事業計画の内容が市場関係事業者の公平、公正な利用を促進させるものとして適当か ⑤申請者の企業倫理・コンプライアンス(法令遵守)・環境管理への対応は適切か ⑥人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現など、県の施策への協力について配慮された提案がなされているか | 卸売市場関係法令等を遵守し、市場関係事業者による公正・公平な市場の利用を通じて、安全安心な生鮮食品の安定的かつ効率的な流通を確保すること。 | 24 | ○第一期および第二期の指定管理期間に定めた各種要領、取扱基準および社内規定等に基づいた、公平公正に市場を管理する。 ○第二期の指定管理期間に掲げた経営理念と同じく、「公平・公正を基本とし、市場機能の充実とともに、社会に信頼され、親しまれる市場」を関係事業者と共に実現をめざす。 | 22.2 | ・現在の指定管理者としての実績もあり、市場独自の管理についての理解が十分ある。 ・ごみの減量への取組は、十分に実施されており、市場の利用者増への配慮も行われている。 |
| 2 事業計画の内容が、市場の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること ①施設の維持管理(保安点検・修繕等)について具体的な取組が提案されているか ②危険箇所の認識と市場関係事業者の安全確保、事故防止対策は具体的で効果的なものか ③新たな危険箇所や破損箇所、不良箇所の発見およびその対応措置は効果的なものか ④危機の認識と危機管理対応について適切な提案がなされているか ⑤研修や訓練、マニュアル作成など平常時における準備では適切な提案がなされているか ⑥情報の保護に対するチェック体制や責任体制について適切な提案がなされているか ⑦職員への教育・研修方法について適切な提案がなされているか | 市場施設の適切な維持管理を通じて、卸売市場の流通拠点としての機能を最大限に発揮させること。 また、災害や事故等の不測の事態に備え、危機管理体制の整備を行い、市場関係事業者の安全の確保と卸売市場の機能の維持に万全を期すこと。 | 28 | ○施設・設備の保守管理を専門事業者に委託し、異常箇所の早期発見および迅速な修繕を実施する。 ○「重要施設の異常箇所の早期発見と通報に関するマニュアル」により故障を未然に防止する。 ○「三重県地方卸売市場危機管理マニュアル」の見直しと充実および防災訓練を実施する。 | 24.8 | ・管理方法、手順、対応などが明確であり、評価できる。 ・危機管理体制について、各種マニュアルが整備されているが、事象発生時の活用について確認が必要である。 |

| 審査基準および内容 | 県が求めた水準 | 配点 | 主な提案内容 | 5委員 平均点 | 特記事項(審査コメント等) |
|---|---|----|---|------------|--|
| | | | みえ中央市場マネジメント株式会社 | | |
| <p>3 事業計画の内容が、市場の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること</p> <p>①生鮮食料品の品質管理の高度化や衛生管理に向け適切な提案がなされているか</p> <p>②市場関係事業者の営業承認や承認取消し等について適切な提案がなされているか</p> <p>③市場関係事業者の取引に対する監視等について適切な提案がなされているか</p> <p>④利用料金の設定について適切な提案がなされているか</p> <p>⑤利用料金、電気・水道料等の徴収について適切な提案がなされているか</p> <p>⑥施設利用率の向上のための具体的な提案がなされているか</p> <p>⑦市場関係事業者へのサービス向上につながる具体的な提案がなされているか</p> <p>⑧県民へのサービス向上につながる具体的な取組の提案がなされているか</p> <p>⑨施設の利用促進・サービス向上・経費縮減等に向けた独自の目標が適切に設定されているか</p> <p>⑩提案型事業が市場関係者の主体性を引き出す具体的で適切な提案がなされているか</p> <p>⑪提案型事業が県市場のめざすべき姿を達成するため、具体的で適切な提案がなされているか</p> <p>⑫提案型事業の目標設定が具体的で実現可能であるか</p> <p>⑬指定管理者となることで県市場のめざす姿に沿った活性化や施設の維持管理業務などに貢献できるとのアピールは適切か</p> | <p>市場関係事業者への公正・公平なサービスの提供などの確な市場運営を通じて、卸売市場の効用を最大限に発揮させること。</p> <p>①市場における品質管理の高度化および衛生管理の徹底</p> <p>②市場関係事業者への公正な営業承認</p> <p>③市場関係事業者の取引に対する的確な監視</p> <p>④利用料金の確実な収受</p> <p>⑤施設利用率の向上</p> <p>⑥市場関係事業者および県民へのサービスの向上</p> <p>・市場施設の活用および親しまれる市場づくりをふまえた提案型事業の目標の実現により市場の活性化に寄与すること。</p> | 52 | <p>○「三重県地方卸売市場に係る市場施設の利用許可及び市場内での営業承認等取扱基準」および「三重県地方卸売市場事務処理要領」に基づく厳正な審査を実施する。</p> <p>○生鮮食料品の品質管理の高度化や衛生管理の徹底を推進する。</p> <p>○市場内の売買取引を監視し、公平・公正な取引を確保する。</p> <p>○顧客満足度調査結果を受け、要望事項に対応する。</p> <p>○施設利用率の向上を図るとともに施設利用料金の軽減を継続する。</p> <p>○開かれた市場を推進するため、県民への情報発信および市場の一般開放を実施する。</p> <p>○自律的、自主的な運営「自治」により指定管理業務を行う。</p> | 42.2 | <p>・今までのノウハウを生かしており、確実かつ健全な運営がなされている。</p> <p>・提案型事業の目標や提案に一定の意義は感じられる。</p> |
| <p>4 事業計画の内容が、市場の施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること</p> <p>①提案された業務内容に基づいて、収入、支出の積算が適切に行われているか</p> <p>②管理運営業務で、収入の増加、経費の縮減に向けた実効性のある提案がなされているか</p> <p>③卸売市場施設の活用を含む実効性のある自主事業の提案がなされているか</p> | <p>県が示した平成30年3月31日時点の施設利用料の徴収額を基準とした上で、経費削減に努め、経営の安定を図ること。</p> | 12 | <p>○施設利用料金の軽減策を維持する。</p> <p>○運営コストの低減(委託料の削減等)により支出を削減する。</p> <p>○施設利用料金減免基準を活用した既存利用者の利用拡大および新規入居者の確保を推進する。</p> | 10.0 | <p>・現実を見据えた上の計画案である。</p> <p>・維持管理を行う上での考慮はされているが自主事業について具体性に乏しい部分がある。</p> |

| 審査基準および内容 | 県が求めた水準 | 配点 | 主な提案内容 | 5委員 平均点 | 特記事項(審査コメント等) |
|---|--|-----|---|------------|--|
| | | | みえ中央市場マネジメント株式会社 | | |
| 5 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員および財政的基礎を有していること ①提案された管理運営や、事業内容を確実に実施するための人材確保や人員配置は適切か ②提案された管理運営や、事業内容を確実に実施できる組織体制、勤務体制になっているか ③業務をチェックし、改善するしくみの構築について、適切な提案がなされているか ④人材育成の方針、考え方は適切か ⑤業務に必要な研修(業務研修、人権研修など)を実施する計画が提案されているか ⑥全体として、必要な財政的基礎を有しているか、また財務基礎が安定しているか | 市場の管理運営に必要な人材および人員を確保するとともに、チェック機能が働く組織体制を構築すること。 指定管理者として、職員の資質向上、能力開発など人材の育成に努めること。 | 24 | ○人材育成に資する研修への参加や自己研鑽へ支援する。 ○組織体制を維持するとともに業務互換性のある正副担当者制を継続する。 ○社内全体会議の定例開催など継続的に業務改善を推進する。 ○施策の計画実施に必要とされるマネジメント能力を高めるための勉強会やベンチマーク等を実施する。 | 20.2 | ・市場の管理・運営に必要な人員と財政基礎を有している。 ・人材育成の目標について、不明瞭な部分がある。 |
| | 合算点数 | 140 | | 119.4 | |

指定管理候補者として選定された団体の名称等

| | |
|----------|---|
| 団体の名称等 | 三重県松阪市小津町800番地 みえ中央市場マネジメント株式会社 代表取締役 山下 純一郎 |
| 選定委員会の講評 | <ul style="list-style-type: none"> 現在の指定管理者として「開かれた市場づくり」などの成果を上げている実績もあり、卸売市場の管理運営に要するノウハウや知識も有しており、基本的な管理運営能力を備えている。 今回の事業計画は、市場の管理運営全般にかかわるものとして明確にされており、運営の困難性もふまえたものとなっている。 今後の物流などの情勢の変化を見据えた長期的な視点から、進取性に富む人材の育成を図るとともに、営業などの積極的な取組や実効性のある改善策について検討していただきたい。 県内卸売市場の将来を牽引する立場として、常に最新情報の収集に努め、新しい市場像を探究していただきたい。 |

(1)「三重の森林づくり基本計画」の改定について

1 改定に向けた取組状況

三重の森林づくり条例に基づく基本計画について、平成30年度中の見直しに向けた作業を進めています。

前回の常任委員会でお示しした中間案について、市町や事業者等との意見交換を行うとともに、パブリックコメントを実施しました。さらに、市町や林業関係団体に対して意見照会を行った上で、最終案(別冊1)をとりまとめました。

2 中間案への意見について

(1)市町や林業関係団体に対する意見照会

全市町と主な林業関係団体に対して、文書での意見照会を行いました。

(いただいた主な意見)

- ①自然の力を生かした、広葉樹導入のために行う獣害防護柵設置に対する支援と併せ、多様な樹種による広葉樹造林に対する支援も検討されたい。
- ②近年の台風や集中豪雨による森林災害が多発している状況において、道路沿いの森林に対する防災対策も今後重要になってくることから、森林の災害対策として検討されたい。
- ③新たな森林経営管理制度の実施にあたり、未整備森林の特定や崩壊危険地の把握等に航空レーザ測量成果が非常に有益なものであり、一刻も早く県内全域の森林で航空レーザ測量が実施されるよう期待している。
- ④生活環境保全林等の森林フィールドを有効活用した森林環境教育を展開されたい。

(2)市町との意見交換

市町担当者への説明会を県内5会場で開催し、全ての市町の担当者に出席いただき意見交換を行いました。

(いただいた主な意見)

- ①「次世代型森林情報活用プロジェクト」について県の森林クラウドシステムに参画しない市町へのデータ提供について検討されたい。
- ②森林境界明確化面積の県の目標値は、市の目標を立てる上での参考としたい。

(3)事業者等との意見交換およびパブリックコメント

林業事業者やNPO、一般県民を対象に県内8会場で説明会を開催したところ、50事業者等から80名に参加いただき意見交換を行いました。

(いただいた主な意見)

- ①素材生産量の増大のためには、従来の間伐に加えて皆伐に取り組む必要があるが、皆伐後の植林がネックとなることから対策を検討されたい。
- ②素材生産量の増大のためには、A材の需要喚起が重要である。

また、10月3日から11月1日までパブリックコメントを実施し、38件のご意見をいただきました。

(いただいた主な意見)

- ①効率的な木材の搬出には、高性能林業機械や大型車両が通行できる林道が必要である。
- ②森林環境教育支援市町数の目標値を全ての市町としたのは評価できる。
また、未就学児からの森林環境教育が重要であるという視点を組み込んだのも良い。
- ③林業従事者の確保は、全ての施策の目標達成の前提となる。
- ④樹齢50～60年で主伐せずに、長伐期施業を選択する森林所有者がいることにも配慮すべき。

3 基本計画の最終案

いただいたご意見については、質問や感想、他の制度への意見を述べているものを除けば、ほとんどが既に計画に反映している内容と考えられ、中間案に概ね合致するものであることから、最終案は中間案の内容を引き継ぐこととしました。

また、いただいたご意見のうち、施策の実施において参考にできる意見については実施段階で反映することとします。

4 今後の対応

今後は、森林審議会に最終案を提示し、いただいたご意見もふまえて、平成31年2月に県議会に改定案を提出したいと考えています。

<スケジュール>

- ・平成30年12月13日 森林審議会に最終案を提示、答申
- ・平成31年2月 議案提出

(2) みえ森林・林業アカデミーの開講について

1 経緯

平成30年10月8日に開講記念シンポジウムを開催し、新たな視点や多様な経営感覚を持った林業人材の育成機関として「みえ森林・林業アカデミー」をプレ開講しました。

記念シンポジウムに続き、現在、県内5か所で公開講座やワークショップを順次開催しているところであり、平成31年4月の本格開講に向け準備を進めています。

2 講座内容

アカデミーで実施する講座の概要は次のとおりとします。

(1) 基本コース

①「ディレクター育成コース」(受講期間2年、日数35日、募集定員5名程度)

森林資源を経営資源として、多様な価値を創造できる知識やスキルを習得するため、組織運営を行うためのマネジメント手法や持続可能な森林経営、地域資源の活用等を学ぶほか、地域の課題解決や新たなビジネス等のプロジェクトを企画し、実現に向けた取組を行います。

②「マネージャー育成コース」(受講期間1年、日数12日、募集定員10名程度)

組織の経営・管理を改善し、コスト削減や収益拡大等を実現するための知識やスキルを習得するため、立木の評価手法、最新技術を活用した作業の効率化手法、有利販売のための木材需要の把握方法、現場管理手法等を学びます。

③「プレーヤー育成コース」(受講期間1年、日数12日、募集定員10名程度)

科学的知見に基づき、効果的な森林施業を自ら考え実践できる技術を習得するため、経営目標に応じた間伐技術や木材の価値を高める造材・仕分け技術、安全作業の考え方や指導技術を学びます。

(2) 選択講座、市町職員講座、林業体験講座

基本コースを受講される方が、より専門的な生産技術や調査技術などを選択して受講できる「選択講座」、市町職員が、社会情勢に応じた森林・林業行政に必要な知識について学ぶ「市町職員講座」、林業に関心のある方が、林業の基礎講義や作業体験を通じて、林業に対しての適性を見いだす機会を提供する「林業体験講座」を実施します。

3 受講生の募集および公開講座等の開催について

基本コースである「ディレクター育成コース」、「マネージャー育成コース」、「プレーヤー育成コース」について、募集要項の配布を開始しました。選択講座、市町職員講座、林業体験講座については、基本コースの募集が進んだ後に行う予定です。

また、これに併せ、講座内容を広く知っていただくため、次のとおり公開講座やワークショップを開催しています。

①公開講座(各30名程度)

第1回「森林資源の新たな活用」平成30年11月18日、大台町林業総合センター

第2回「持続可能な森林と社会」平成30年12月15日、四日市市文化会館

- 第3回「木材流通の革新」平成31年1月25日、津市
- 第4回「森林計測の新たな技術」平成31年2月（予定）
- 第5回「都市の木造・木質化と販路拡大」平成31年3月（予定）

②ワークショップ（30名程度）

「低コスト造林の実践と検証」平成31年2月22日、三重県林業研究所

4 受講料について

基本コース、選択講座については、受講生から受講料をいただく予定であり、県農業大学校や他府県の林業大学校の授業料を参考に日額単価を算出し、講座日数に応じた額とするよう検討しています。

(受講料予定額)

| | | |
|-------------|-------------|-------|
| ディレクター育成コース | 30,000円程度 | (1年目) |
| | 22,500円程度 | (2年目) |
| マネージャー育成コース | 15,000円程度 | |
| プレーヤー育成コース | 12,000円程度 | |
| 選択講座 | 日額 1,000円程度 | |

また、受講料をご負担いただくことおよびその額については、条例により規定する必要があることから、平成31年2月の県議会に条例案を提出する予定です。

5 今後の取組方針

アカデミーの開講式を平成31年4月中旬に津市内で開催し、その翌日を初回の講座開催日として、基本の3コースおよび市町職員講座の受講生が一堂に会する合同講座を行うこととしています。

引き続き、来年4月の本格開講に向け、実践的で魅力的なカリキュラムの構築や講師の選定を進め、一人でも多くの意欲ある受講生が集うアカデミーとなるよう、着実に準備を進めてまいります。

(3) 水産業における多様な担い手の確保・育成について

1 現状

漁業就業者の減少や高齢化が進む中、水産業における多様な担い手を確保・育成していくため、県では、市町や県漁連等の関係団体と連携しながら、漁師塾や漁業インターンシップによる若者の漁業への就業の促進、水福連携の取組などを進めています。

2 取組の概要

(1) 新規就業者受入の推進

平成24年度から開始した、地域外から新規就業希望者を受け入れる仕組みである漁師塾の取組を、関係団体、市町、県等で構成する三重県漁業担い手対策協議会（以下「協議会」という。）と連携して支援しています。平成30年10月末現在、志摩市の「畔志賀（あしか）漁師塾」や尾鷲市の「早田（はいだ）漁師塾」など、6漁師塾が開設されており、これまでに漁師塾を修了した19名のうち、12名がそれぞれの地元漁業に就業しています。

また、平成28年度から、県内外の学生を対象に県内漁業への就業を促進するため、就業体験の機会を提供する「漁業インターンシップ」を実施しています。平成30年10月末までに、25名の参加があり、2名がカキ養殖業とワカメ養殖業に就業しました。

今後さらに新規就業者の受入を進めるためには、専門的な作業の多い真珠養殖業における技術習得への支援や、漁業を開始する際に必要な初期投資への負担軽減などが必要とされています。

(2) 水福連携の推進

平成25年度から、漁業における多様な担い手の確保と障がい者の就労機会の拡大を目的に、福祉事業所や障がい者を新たな担い手として位置づけ、福祉事業所のカキ養殖業への参入支援、福祉事業所職員や漁業関係者等を対象とした研修会の開催、漁業作業委託のコーディネートなどに取り組んでいます。平成30年8月末までに、9福祉事業所が25件の取組を実施し、延べ358人の障がい者が水産業で活躍しています。

また、本年度は新たな取組として、障がい者が海上の漁労作業を安全かつ効率的に実践できる育成プログラムの開発を進めているところです。

今後さらに水福連携を進めるためには、漁業者と福祉事業所等との連携の強化や障がい者に漁業作業を指導できる人材の育成が必要とされています。

(3) 地域漁業協業化・法人化モデル構築の実施

本年度から、新規就業を希望する若者を地域に受け入れる際の雇用の受け皿となる、安定した経営基盤を有する経営体を育成する「地域漁業協業化・法人化モデル構築支援事業」の取組に着手しています。

現在、県内のモデル2地区において、複数の漁業種類の経営体による協業化・法人化に向け、水産業普及指導員による漁業の実態調査や、中小企業診断士等の専門家の派遣による経営分析等を実施し、漁業者の意向をふまえながら、協業化・法人化のプラン作りなどを進めているところです。

3 今後の取組方針

引き続き、協議会と連携して漁師塾の運営や新たな漁師塾の開設に向けた支援、新たな水福連携取組の創出、協業化・法人化に向けた支援などに取り組みます。

また、真珠養殖における担い手の確保や生産技術の継承に向けた「真珠塾」の立ち上げへの支援、養殖筏や漁船等の取得に係る初期投資への負担軽減につながる「居抜き」の仕組みづくり、地域が主体となって水福連携に取り組む体制づくりや育成プログラムを活用した指導者養成研修の実施などに取り組み、水産業における多様な担い手の確保・育成を推進してまいります。

(4) 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成30年9月14日～平成30年11月20日)

(農林水産部)

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県地方卸売市場指定管理者選定委員会 |
| 2 開催年月日 | 平成30年9月18日(火) |
| 3 委員 | 【委員長】三重大学 教授 常 清秀 ほか4名 |
| 4 諮問事項 | 三重県地方卸売市場の指定管理候補者の審査(ヒアリング審査および総合判定)について |
| 5 調査審議結果 | ヒアリングによる審査が実施され、書面審査の結果と併せた総合判定により、申請のあった1社を指定管理候補者として選定いただきました。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重ブランド認定委員会 |
| 2 開催年月日 | 平成30年10月19日(金) |
| 3 委員 | 【委員長】三重大学 教授 磯部 由香 ほか6名 |
| 4 諮問事項 | (1) 平成30年度三重ブランド認定更新について (2) 三重ブランド認定要綱等の改正について |
| 5 調査審議結果 | (1) 平成30年度末に認定期間が終了する4品目7事業者の認定更新について審議していただき、いずれも認定更新(3年間)は適当であると認められました。 (2) 「三重ブランド認定要綱」および「三重ブランド認定基準及び審査取扱方針」の改正案について、意見等をいただきました。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県森林審議会 森林保全部会 |
| 2 開催年月日 | 平成30年11月6日(火) |
| 3 委員 | 【部会長】三重大学 教授 石川 知明 ほか6名 |
| 4 諮問事項 | 度会町地内における林地開発許可申請について |
| 5 調査審議結果 | 度会町地内における林地開発許可申請について審議していただき、意見等をいただきました。 |
| 6 備考 | |